

## 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の内容について

- ・ 食事適時適温の提供。
- ・ 午後6時以降の夕食の配膳。
- ・ 医師の指示の下、医療の一環として患者様への十分な栄養指導。
- ・ 医師、又は管理栄養士による毎日の検食。

## 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の費用について

所得区分			食事療養費標準負担額		生活療養標準負担	
			0～69歳の方	70歳以上の方	療養病床に入院する65歳以上の方	
			食費	食費	食費	居住費
①	一般		1食 550円	1食 550円	1食 550円	1日当たり 430円
②	住民税非課税	過去1年の入院日数が90日以下	1食 270円	1食 270円	1食 270円	
		過去1年の入院日数が90日超	1食 220円	1食 220円	1食 220円	
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方			1食 130円	1食 130円	
		療養病床に入院する65歳以上かつ重篤な治療を要しない方		※医療区分1	1食 160円	

②・③に該当の方は、加入されている保険者への申請が必要となります。